

## 唐創業期の「類書」概念：『芸文類聚』と『群書治要』を手がかりとして

大淵，貴之  
九州大学大学院人文科学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/9576>

---

出版情報：中国文学論集. 35, pp.1-15, 2006-12-25. 九州大学中国文学会  
バージョン：  
権利関係：

# 唐創業期の「類書」概念

——『芸文類聚』と『群書治要』を手がかりとして——

大 淵 貴 之

## 一 はじめに

本稿は、唐の建国間もない武徳七年（六二四）、及び貞観五年（六三一）に勅命により相次ぎ編纂された『芸文類聚』<sup>1</sup>及び『群書治要』<sup>2</sup>を手がかりとして、この二書が編纂された当時に於ける「類書」<sup>3</sup>の概念について明らかにしようとするものである。従来の「類書」研究では、『芸文類聚』が「正宗的類書（正統な類書）」と見なされる一方、『群書治要』は「類書」と見なされないことさえ有り、両書を視野に入れた論考は極めて稀であった。これは後述するように一定の理由が存在するものの、両書の編纂当時に、「類書」という目録学上の分類が未だ成立していなかったことを考慮すれば、後代の「類書」という既定概念を出発点として論じられていたことに問題がなかったか再考の余地があると考えられる。本稿では、従来の「類書」観に偏ることなく、同時代に編纂された二書の性格を見極めながら、その編纂の目的、意図について考察を進め、後世「類書」と称されることになる書が、編纂当時の唐朝創業期において如何なる存在として捉えられていたのか私見を述べたい。

## 二 先行研究における「類書」概念

如何なる書を以て「類書」と為すか。この点について、これまでの研究<sup>5</sup>では、書の体裁、或いは機能といった側

面から次のように理解されてきた。

まず第一に、文献を事物ごとに分類、配列して引用する体裁を持つ書とする理解である。このことは、「類書」の外形的特徴として、最も基本的かつ重要なものとして広く認識されているとも言えるだろう。

また、機能の側面からは、事物・詞藻の検索を目的とした工具書として捉えられている。方師鏗は、「類書の唯一用途、就在供詞章家獵取辭藻之用（類書の唯一の用途は、文章家に詞藻検索の方便をもたらすことである）」と、詩句検索の機能を「類書」が持つ唯一の効能と言い切つてさえているが、たとえここまで限定的でなくとも、類書を工具書とする見方は、各先行研究が「類書」の機能として第一に挙げる点である。

この引用文献の分類からなるという体裁と、事物・詞藻検索の工具書としての機能とは、通常密接不可分の要素として説明される。すなわち、工具書としての検索機能を十分に担保する構造を備えるべく、「類書」には引用文献を部門ごとに分かつて集録する類聚体の体裁が採られたというのである。このように先行研究においては、体裁という外形的側面、そして機能という内容的側面の両面から統一的に構築された、工具書としての「類書」概念が提示されてきた。また、これは「類書」の一般的理解として、広く自明のこととされているとも言えるだろう。

### 三 目録における「類書」の成立

前節で見たように、「類書」について今では明確な捉え方がなされ、その起こりも一般に三国魏の『皇覽』に始まると説明されるのであるが、「類書」の目録上の分類が明確になるのは、実は北宋中葉を待たねばならない。目録書において「類書」という門目が設けられるのは、王堯臣等が勅命を奉じ、三館（昭文、集賢、史館）及び秘閣の所蔵書目を記録した『崇文總目』（慶曆八年（一〇四一）成立）が最も早く、嘉祐五年（一〇六〇）成立の『新唐書』芸文志がこれに続く。もっとも、九四五年成立の『旧唐書』経籍志では、子部に類書類が立てられており、該書が開元期の秘府蔵書目録を補訂した毋<sup>ぶ</sup><sup>つ</sup>の『古今書録』を継承したものであるとする目録字の研究成果を踏まえるならば、唐の開元年間までに「類書」という目録分類の成立を遡ることも可能である。

しかし、それ以前において、「類書」と称される一群の書が、如何なる分類を与えられていたかと言えば、唐初成立の『隋書』経籍志に子部雜家類として『呂氏春秋』や『淮南子』等の書と共に著録されるように、特に「類書」としての独立した分類はなされていなかった。

この「類書」という目録分類の成立については、南宋半ばの陳振孫が「案ずるに、前志但だ雜家有るのみにして類書無し、新唐書の志始めて別ち出して一類と為す」と指摘したのを皮切りに、現在の研究に至るまでしばしば言及されつつも、その意義については全く顧みられなかった。宋代に確立する「類書」という目録概念のみによって、前代の一群の書を捉えることが繰り返されてきたとも言える。確かに、後世の所謂「類書」としての形態、機能を有する書が、その目録上の分類成立以前に存在していたこともあり得るだろうし、その意味では「類書」という名のみにこだわって議論を行うのは、いたずらに混乱を招くばかりで建設的とは思われない。しかし一方で、後世大方となった既定概念を取り去り、特に未だ「類書」と称されてはいなかった時代の書について改めて見直した時、従来の見方では十分に明かされなかった「類書」像や、「類書」の系譜を描き出すことも可能であると考えられる。唐建国期には、『藝文類聚』、『群書治要』の他、時期を同じくして編纂された『隋書』経籍志（長孫無忌等撰、貞観十五年「六四五」着手、高宗顯慶元年「六五六」上呈）も存在し、個別のジャンル及び書に対する当時の人々の捉え方をうかがい知ることができる。これらの点から、唐創業期の七世紀中葉を、「類書」に対する編纂当時の概念、及びその編纂史を考察する遡航限界地点と位置つけて論を進めたい。

#### 四 『藝文類聚』に見る「類書」観

『藝文類聚』一百卷は、唐建国直後の武徳五年（六一二）、勅命によって編纂が開始され、同七年に完成、上呈された。同時期には、大規模な集書や前代史編纂（未完に終わる）が行われており、唐朝による初の文化事業の一翼を担ったものとしても広く知られる。該書に対する「類書」としての評価は極めて高く、『四庫全書総目提要』子部類書類、『藝文類聚』条には、

唐創業期の「類書」概念

是の書類に比べて相従はしめ、事は前に居え、文は後に列ぬ。覽る者をして功を爲し易く、作る者をして其の用に資せしむ。諸類書の中體例最も善し。<sup>(9)</sup>

(四庫全書總目提要 子部類書類 藝文類聚)  
 と「類書」の中で最も体裁に優れたものと評され、胡道静は「『芸文類聚』は「事」と「文」との二つの系統を一つの系統と成し、類書の従来形式を変えた」と言い、「歐陽詢が創造したこの類書の形式について、後の、宋人の『事文類聚』、清代官撰の『淵鑑類函』は、みなそれを模倣した。明代の『永樂大典』と清代の『古今圖書集成』も、事実上この二つの系統を一つの系統に合わせる方法を採用した」と述べ、『芸文類聚』の事文兼載形式の新しさと、後続類書への大きな影響について指摘する。

このように、従来注目を集めてきた『芸文類聚』の体裁であるが、これを採用した編纂者の意図はどこにあったのか。まず、『芸文類聚』序には次のように述べる。

以爲へらく、前輩の綴集、各々其の意を抒る。『流別』『文選』は、専ら其の文を取り、『皇覽』『徧略』は、直に其の事を書すのみ。文義既に殊なれば、尋檢一なり難し。爰に詔もて其の事且つ文を撰す。<sup>(10)</sup>

(『藝文類聚』序)

ここには、「前輩の綴集」として、「文」と「事」との二つの系統が意識されていたことが確認できる。「専ら其の文を取」とされる『文章流別集』、『文選』の系統、すなわち「総集」と、「直に其の事を書すのみ」とされる『皇覽』、『華林遍略』の系統、いわゆる「類書」とである。このうち、『文章流別集』、『文選』といった総集に対しては、『隋書』經籍志、集部總集類の小序に、

總集とは、建安の後、辭賦轉た繁く、衆家の集、日び以て滋く廣きを以て、晉代の摯虞、覽る者の勞倦を苦とし、是に於て孔翠を採擷、繁蕪を芟剪し、詩賦自り下、各條貫を爲さしめ、合して之を編み、謂ひて『流別』と爲す。是の後文集の總鈔、作者軌を繼ぎ、屬辭の士、以て覃輿と爲し、則を焉に取るなり。<sup>(11)</sup>

(『隋書』卷三五、經籍志、集部總集、小序)

と、總集の体が興った由来と、その嚆矢である摯虞の『文章流別集』が取り上げられ、總集が「屬辭の士」に、詩文創作の際の手本とされていたことが述べられる。

『芸文類聚』は、この詩文創作の手本とされた總集(そこに収められる作品)を、従来「類書」の体内に取り

込むことにより、「文」（詞華・文藻）の検索に便を図る機能を手にしたのである。収載する詩文に対して、詳細な文体の分類を行い、その名に「芸文」と冠する態度にも示されるように、詩文創作の参照に目的を置いた編纂物であったことが理解できる。また、「文」（詞華・文藻）の検索を容易にするため、『芸文類聚』編集に際しては、従前の『皇覽』、『華林遍略』の有する類聚体が体裁の基礎とされたことが指摘できるが、これが、従来『芸文類聚』序に挙がる『皇覽』、『華林遍略』について、事項検索の工具書としての性質を類推させる一要因となってきた。確かに、『芸文類聚』を介して、「類書」を工具書として捉える概念を導き出すこともできるのである。

## 五 『群書治要』に見る「類書」観

『芸文類聚』編纂を隔てること僅か七年、高祖李淵による唐の創業を引き継いだ太宗李世民的勅命により、『群書治要』なる書が編纂、上呈されることになる。この編纂事情については『唐会要』卷三十六、修撰の条に詳しい。

貞觀五年九月二十七日、秘書監魏徵 群書治要を撰し之を上る。太宗 前王の得失を覽んと欲し、爰に六經より諸子に訖るまで、上は五帝に始り下は晉年に盡く。<sup>16</sup>（『唐會要』卷三六、修撰）

これによると、太宗が、前代の諸王の政治上の成功、失敗の例を通覧することを目的に、経書から諸子百家に至るまでを取材源とし、遠く五帝の世から近くは晋代までの思想、事跡を編集させたことが判る。

その体裁は、『周易』、『尚書』、『毛詩』以下の経書群の後に、『史記』、『漢書』といった歴史書、更には、『六韜』、『管子』、『老子』といった諸子の書の順に、「治要を求む」と序に述べられるよう、各書ごとに治政の要点となる記述の抜粋を行う。

典型的な例として卷三十四『老子』の部を挙げると、「太上、下知有之。其次親而誉之。其次畏之。其次侮之。信不足焉、有不信焉。」と君主のあるべき姿について説く第十七章、「兵者不祥之器、非君子之器。不得已而用之、恬淡为上。」と軍事に抑制的であるべきと説く第三十一章、「凶難於其易、為大於其細。天下難事、必作於易。天下大事、必作於細。」と全て事は微細な内に処理せよと説く第六十三章等、具体的に君主としての心構えや身の処し

方、政務の執り方について示唆を与える章を採録し、「道可道、非常道。名可名、非常名。無名天地之始、有名万物之母。」と『老子』冒頭に「道」の根本思想を説く第一章や、同じく「道」という虚無な存在の有用性である「無用の用」を説く第十三章といった哲学的真理を中心に説く章は採らない。『論語』についても同様に、孔子生涯の学修を述べ尽くした「学而時習之、不亦説乎……（学而篇）」の『論語』冒頭の一章は採らず、「君子不重則不威（学而篇）」、「拳直錯諸枉、則民服（為政篇）」、「君使臣以礼、臣事君以忠（八佾篇）」といった、為政者にとつてより具体的な教訓となる文言を含む章を採録、列挙している。

右のような各書ごとの抜粹という形式は、事物による部立てごとの配列を行う「類書」の体を成さないと見なされ、従来、該書に「類書」としての分類が与えられることはほとんど無かった。歴代正史の書目を見て、唯一『宋史』芸文志に類書類と分類されるのを除き、他は全て雑家に分類される。また、この状況を受け、「類書」研究においてもその対象から除外されるか、或いは論じられたとしても例外的「類書」として扱われることが常であった。

しかし、その序文に注目してみるならば、そこに後世の認識とはまるで異なつた、該書に対する編纂者の意識を読み取ることができる。

序の冒頭一段、凡そ典籍とは「昭徳塞違、勸善懲惡」の教化に資するものであり、歴代の皇王は「自強不息、乾乾夕惕」と終日怠ることなく鋭意典籍に向き合つたことを述べ、次段より以下のように続ける。

近古の皇王 時に撰述有り。並びに皆天地を包括し、群有を牢籠するも、競ひて浮豔の詞を採り、争ひて迂誕の説を馳げ、末學の博聞を聘べ、雕蟲の小伎を飾る。流宕して反るを忘れ、殊塗にして致を同じくす。辯は萬物に周しと雖も、愈々司契の源を失ひ、術は百端を總ぶるも、彌々得一の旨に乖けり。（中略）但だ『皇覽』、『通略』、方に随ひ類聚し、名目互ひに顯らかなるも、首尾淆亂し、文義斷絶すれば、尋究難しと爲す。今の撰する所 先作に異なるなり。<sup>(18)</sup>

（『群書治要』序）

「近古の皇王」の「撰述」とは、中略以後に挙がる書名から、魏の『皇覽』や、梁の『華林遍略』を指すものであることが判る。これら先王の手になる編纂物が、天地万物に関する有りと有らゆる事象、思想、学説の記述を包括しながら、本来の目的である「司契の源を失ひ」、「得一の旨に乖くものであると難を述べ、事類」ごとの記事収

集は項目が判然としても、引用の文脈が乱れ、一たび言辭と趣意に乖離があれば、書の言わんとするところを掌握したいと断じ、そこで、体裁に改良を施し、「先作に異」なる『群書治要』を編纂したと、その動機を述べるのである。

ここには、『群書治要』が、後世「類書」と呼ばれることになる先行の書が、十分に果たし得ない機能をよりよく發揮するため編まれたこと、つまりは、当時、その目的においていわゆる「類書」の系譜に連なるものとして該書が企画、編纂されたことが述べられるのである。

管見の及ぶ限り、先には、20 析尾武氏や藤居岳人氏21の論考に、この序文に見える編纂の目的意識から『群書治要』を例外的に類書と見なすべき事が論じられた。「類書」研究の対象範囲を拡張するものとして効果有る指摘を見たのであるが、先に述べたように「類書」という目録分類が明確になされたのは宋代であり、唐初においてそのような分類概念は未成立であった。この事実を踏まえて考えるならば、『群書治要』序文がもたらす「類書」研究上の意義は更に大きなものとなる。すなわち、該書は唐初において、事物の類別による体裁を採るべき「類書」の例外として存したのではなく、真正正銘、22 『皇覽』や『華林遍略』といった一群の書の血脈を継ぐものとして存在したと考えられるのである。

それでは唐創業期当時において、この一群の書、後世のいわゆる「類書」とは、如何なる書と捉えられていたのだろうか。

前節において、『芸文類聚』序文から「類書」に事項検索の工具書としての認識があったことは確認した。また、この認識が現在において、「類書」に対する第一の理解であることも既に見た通りである。しかし、右に取り上げた『群書治要』を含め、『芸文類聚』以外の唐創業期の資料に対する検討は、ほとんどなされていない。その参考とすべき資料に、『隋書』経籍志における記述が挙げられる。第三節に触れたように、「類書」の分類が生じる以前の『隋書』経籍志では、『皇覽』、『華林遍略』を、子部雜家類に分類する。その小序によれば、

雜とは、儒、墨の道を兼ね、衆家の意に通じ、以て王者の化の冠せざる所無きを見はす者なり。古は、司史前言行、禍福存亡の道を歴記す。然らば則ち雜は、蓋し史官の職に出づるなり。放ほしむまなる者の之を爲せば、

其の本を求めず、材少くして學多く、非なるを言ひて博く、是を以て雜錯漫羨にして、指歸する所無し。<sup>(22)</sup>

(『隋書』卷三四、經籍志、子部雜家、小序)

と、まず雜家とは「あまたの学派と思想を共有して、それによつて王の教化が、すべての思想を貫くものであることを明らかにする」ものであると述べられる。「古は、司史、前言往行、禍福存亡の道を歴記す。然らば則ち雜家は、蓋し史官の職に出づるなり」の文脈からは、雜家が前代の為政者の言行、それによる国家の成り行きを記すものであること、更に、「放なる者の之を為せば、……指歸する所無し」の件には、本来の雜家とは、諸説を包括しつつ一つの指針を示すものであることが読みとれる。

また、この定義の下敷きとなる『漢書』芸文志、雜家の小序に、雜家とは「儒墨を兼ね、名法を合せ、国体の此有るを知る(兼儒墨、合名法、知國體之有此)」とあり、そこに付された顔師古注(『漢書』貞觀十九年「六四五」上呈)「治国の体、亦た当に此の雜家の説有るべし(治國之體、亦當有此雜家之説)」から、雜家の示す指針、つまり、包括する諸事、諸説の帰納による目的が、国家の統治に資するためのものであったことが判る。

これを要するに、雜家とは、国家統治の参考に供されることを目的として、諸家の思想、學術、前代の事跡、言行を包括したものであると解することができる。そして、この貞觀期の『隋書』經籍志、『漢書』顔師古注の両記述に見られる雜家の概念は、まさに同じ貞觀の世に編まれた『群書治要』自体の在り方、更には該書が自身の先行書として位置づける二つの「類書」に対する捉え方と一致を見るのである。すなわち、『群書治要』も、先行書とする二つの「類書」も、前代の事跡、言行、諸家の思想、學術の収載を内容とし、その目的は、収録された「前王の得失」の記録や、「万物」に涉り、「百端」を内包する述作から「司契の源」、「得一の旨」と表現される治政の要諦を得ることにあったのは、先に見た通りである。

以上によれば、『皇覽』、『華林遍略』が唐初において雜家に分類されたのは納得のいくところであり、この両書を先行書に位置づけつつ、同じく雜家の書として『群書治要』が編纂されたことも理解できるだろう。

従来、後世の目録分類の枠に従い、類聚体の体裁に拠るもののみを「類書」として選別し、その編纂目的、及び実際の用途等が議論されてきた。そこでは、勢い、類聚体の体裁がもたらす検索の便に強く光が当たり、工具書と

しての側面が第一に浮かび上がらざるを得なかった。実際、前節に見た『芸文類聚』のように、このような目的の下に編纂された書があったことも、この傾向に拍車をかけることになったと思われる。

しかし、本節に論じたように、少なくとも唐初においては、後世「類書」と呼ばれることになる書の概念として、類聚体による検索の便を備えた書という機能への志向は、必ずしも先に立つものであったとは考えにくい。従来、顧みられることの無かった『群書治要』序文や、『隋書』経籍志の雑家の小序に見たような、治政の参考に資する目的で集成された書という、雑家書としての在り方そのものが、第一に想定すべき当時の「類書」概念ではないだろうか。

もとより、第四節に見た通り、所論の類聚体の書に、事項や語彙検索の効能が期待されたことも窺える。ただ、従来、第一に考えられてきた詩文作成のための工具書としての機能、特徴は、実際には、副次的なものであったのではないかと考えるのである。

## 六 まとめ

これまで、「類書」史を纂述する際、唐初における『芸文類聚』の地位には確固たるものがあつた。このため、唐初の「類書」、及びそれ以前の「類書」の在り方を考える上で、現存する『芸文類聚』自体の在り方、あるいはその序文に窺える前代の「類書」の捉え方が大きく影響を及ぼすことになった。

『芸文類聚』は、詩文作成時の語彙検索の書としての明確な性格を持つ。故にそれが唐初における「類書」の一般的な姿、「類書」に対する一般的な概念と目され、『芸文類聚』がその源流に位置づけた『皇覽』、『華林遍略』もまた、詩文作成に当たつての故事検索のための工具書として捉えられる一因となつたのである。

しかし、『芸文類聚』はその成立当初にあつて、果たして真に「類書」の本流に位置づけられるものであつたのだろうか。後世の「類聚体による工具書」という枠を通して眺めたならば、『芸文類聚』は間違いなく、『四庫全書総目提要』に述べるような「体例最も善」き一書である。しかし、一たびこの枠をはずして、同時代の諸資料を介

して捉え直すならば、『芸文類聚』の立場は現状を維持するものとは思われぬ。本稿で論じたように後世の「類書」観によつて除外されてきた「群書治要」そのものの編纂目的及び、序に述べられる「皇覽」、「華林遍略」二書に対する捉え方は、同時代の目録書たる「隋書」経籍志において、二書の帰属する雑家の概念と一致を見せていた。むしろ、『芸文類聚』こそ、後世「類書」と言われることになる当時の一群の書において、変則的、周辺のな類型に属するものであつたように考え得るのである。

書の性質においては、唐初における「類書」、すなわち当時の雑家書が、経、史、子部の書より治政の参考に資すべき記述を採録したのに対し、『芸文類聚』は、ひとり総集（集部書）を収めることで詩文作成時の参考書としての機能を持つに至つた。

また、書の対象についても、『芸文類聚』を含めた勅撰「類書」に目を向けることで、その異質性がより明確となる。「類書」の開祖に挙げられる「皇覽」について、北斉の勅撰「類書」、修文殿御覽「三六〇巻の編纂に関して述べた記事の中には、

昔、魏の文帝 韋誕ら諸人に命じ皇覽を撰著し、群言を包括、義の別を區分せしむ。陛下（北斉の後主高緯）聽覽の餘日、細素を眷言し、蘭臺の籍を究め、策府の文を窮めんとし、以爲らく觀書は博なるを貴び、博にして要なるを貴ぶべく、日を省きて功を兼ねるは、易簡に期すべしと。前者、修文殿に令し臣等をして舊典を討尋し

斯書（修文殿御覽）を撰録せしむ。

（太平御覽「卷六〇一引」唐「丘悅「三國典略」

と、北斉の後主が、政務の余暇に能率的な群書の総覧ができるよう「修文殿御覽」を編纂させたことが述べられる。この前例として魏の文帝による「皇覽」の編纂が挙げられることから、「皇覽」もまた、文帝を対象に典籍通覽の便を図る目的を持った書であつたことが推察される。

また、『文苑英華』にその序を留めるのみではあるが、太宗の勅命を受け、貞觀十五年（六四一年）に完成された唐初最大の類書『文思博要』一千二百巻について見ると、

帝聽朝の暇、意を斯文に屬け、精義神を窮め、微言嘖を探り、樓船を學海に紆らして、十城の珍を獲り、羽蓋を翰林に駐めて、三珠の寶を牽らんとす。以爲へらく、書を觀て要なるを貴びては、則ち十家並び馳せ。要

を觀て博なるを貴びては、則ち七略致を殊にす。質文を總じて其の流を分かち、古今を混して其の轍を共にせしむに非ざるよりは、則ち萬物衆しと雖も以て類を同じくすべく、千里遙しと雖も以て聲を同じくすべし。<sup>(27)</sup>

(『文思博要』序、『文苑英華』卷六百九十九所収)

ここにも太宗が政務の余暇に銳意典籍に取り組み、多数存在する書の内から、博くその要点を修めようとしたことが述べられ、『文思博要』もまた、皇帝の典籍要覧のために編纂がなされたものであったことが窺える。ちなみに、採録の対象となる古今の様々な書について、そこに記される万物の事象は、自ずと類を以て分かつことができると述べるところに、検索の効能を念頭にしたのではない、多種多様な文献を体系的、能率的に収録する目的での類聚体であったことが見て取れる。

更に、時間を下つて宋代に目を転じると、北宋建国から二十年余り、太平興国八年(九八三)に上呈された『太平御覽』一千卷も、当初、日々三卷ずつ、太宗の通覽に供されたことが知られている。<sup>(28)</sup> これら勅撰「類書」の書名に採られる「皇覽」や「御覽」といった表現にも、皇帝を対象にその閲覽の便を図る目的に編纂が行われたことが類推されよう。『群書治要』もまた、太宗の御覽に供される目的で編纂されていた。

一方、『芸文類聚』は、その序に、『芸文類聚』編纂を含む文治によつて、「家をして隋珠に富み、人をして荆玉を懐かしめんと欲するなり。」<sup>(29)</sup>と謳い、「覽る者をして功を為し易く、作る者をして其の用に資せしめんとすればなり。」と編纂の動機を述べるところに、第四節で見た詞藻検索の工具書を、皇帝が臣下に賜与するものであったことが窺える。書の対象、利用の目的ともに、他の勅撰「類書」とは異なる編纂物であったことが指摘できるだろう。これまで、唐初の「類書」の代表とされ、「類書」史の纂述においても中心的な一書とされてきた『芸文類聚』であるが、唐初における「類書」の認識、及び勅撰「類書」の編纂史を考える上では、その位置づけに注意を要するものであるように思われる。<sup>(31)</sup>むしろ、後世の目録概念によつて「類書」として考慮されることになつた同時期の『群書治要』に目を向けることで、唐初およびそれ以前における雑家書としての「類書」の姿を捉え直すべきではないだろうか。唐土には北宋に散佚したものの、本邦に伝えられて、仁明天皇(在位八三三―八五〇年)以下の諸帝に講ぜられ、江戸期には『貞觀政要』とともに政治の提要として重んぜられた事実によつても、本稿で論じた

『群書治要』の性質、及び本書がその源流に置く雑家書としての「類書」の本来的性質と編纂の目的が補足されるかと思つ。

以上、唐の創業期にあつては、従来捉えられてきた工具書としての姿よりも、皇帝の能率的な群書閲覧に供する書としての在り方が、「類書」本来の姿であつたように考えられる。多種多様の典籍から治政に必要な、歴史、思想、学術の要諦を抄録し総合的に示す、いわば読むための帝王学書として「類書」は存在し、またそのように認識されていたのではなかつただろうか。また、この概念は、唐創業期の「類書」が自身の先行書と位置つけた「皇覽」を始め、唐に及ぶまでの「類書」を捉える上でも中心に据えるべきものであるように考えるのである。

注

- (1) 『芸文類聚』のテキストには、通行の汪紹楹校『芸文類聚』（中華書局、一九六五年）を用いた。
- (2) 『群書治要』のテキストには、金沢文庫本『群書治要』（古典研究会叢書、汲古書院、一九八九年）を用い、叢書集成初編所収の排印本（連筠蓀叢書本に拠る）を適宜参照した。なお、現存する諸本は、ほとんど金沢文庫本を祖とする。尾崎康『群書治要とその現存本』（『斯道文庫論集』第二十五輯、一九九〇年）を参照。
- (3) 本稿では混乱を避けるため、『崇文總目』以下、現代の研究書に至るまで、伝統的に類書と称されてきた一群の書を総称する便宜的用語として「類書」を用いる。
- (4) 胡道静『中国古代的類書』（中華書局、一九八二年）第1章3節「類書の範圍和各種類型」を参照。
- (5) 類書に関する専著として主に以下を参照した。（初版の刊行年順）

張滌華『類書流別』（商務印書館、一九四三年）

方師鐸『伝統文学与類書之關係』（台湾東海大学、一九七一年）後に、天津古籍出版社、一九八六年）

劉葉秋『類書簡説』（上海古籍出版社、一九八〇年）

戴克瑜・唐建華『類書の沿革』（四川省図書館学会、一九八一年）

- 胡道靜『中国古代的類書』（中華書局、一九八二年）
- 戚志芬『中国的類書、政書和叢書』（商務印書館、一九九六年）
- 加地伸行（研究代表者）『類書の総合的研究』（平成六・七年度科学研究費補助金研究成果報告書、一九九六年）
- 彭邦炯『百川匯海 古代類書与叢書』（万卷楼圖書、二〇〇一年）
- 趙含坤『中国類書』（河北人民出版社、二〇〇五年）
- (6) 方師鐸『伝統文学与類書之関係』（前掲注5、）第一章「導論」参照
- (7) 来新夏『古典目錄学浅説』（中華書局、一九八一年）第二章第三節参照
- (8) 『直齋書錄解題』卷一四：案、前志但有雜家而無類書、新唐書志始別出爲一類。
- (9) 是書比類相從、事居於前、文列於後。俾覽者易爲功、作者資其用。於諸類書中體例最善。
- (10) 『中国古代的類書』（前掲注4）第五章：把「事」與「文」兩條龍並成了一條龍、變更了類書の常規體制。
- (11) 同：歐陽詢創造的這個類書體例、後來宋人的『事文類聚』清代官修的『淵鑑類函』都摹它。明代的『永樂大典』和清代的『古今圖書集成』實際上也採取它這兩條龍並一條龍的措施。
- (12) 以爲、前輩綴集各抒其意。流別文選專取其文、皇覽徧略直書其事。文義既殊、尋檢難一。爰詔撰其事且文。
- (13) 總集者、以建安之後、辭賦轉繁、衆家之集、日以滋廣、晉代摯虞、苦覽者之勞倦、於是採擷孔翠、芟剪繁蕪、自詩賦下、各爲條貫、合而編之、謂爲流別。是後文集總鈔、作者繼軌、屬辭之士、以爲軍輿、而取則焉。
- (14) 同時代の『隋書』に、『芸文』は全三例を検しつゝ。このうち、『漢書芸文志』の一例を除いた残り二例は以下の通り。  
 (隋高祖) 號を發し令を施すに、咸浮華を去らしむ。然るに時俗の詞藻、猶ほ淫麗なること多きがごとし。故に憲臺法を執りて、屢霜簡を飛ばす。煬帝初めて藝文を習ふや、輕側を非るの論有り、即位するに暨び、其の風を一變す。(發號施令、咸去浮華。然時俗詞藻、猶多淫麗、故憲臺執法、屢飛霜簡。煬帝初習藝文、有非輕側之論、暨平即位、一變其風。『隋書』卷七六、文学伝、序言)
- (李德林) 藝文の職に處り、(中略) 檄書露板、及び諸文、臣の之を作す所有り、臣の之を潤色する有り。(處藝文之職、中略 檄書露板、及び諸文、有臣所作之、有臣潤色之。『隋書』卷四二、李德林伝)

右の用例から、「芸文」が「詩文」の意であることが判る。また『隋書』が、蔵書目の篇名として、先行する『漢書』の「芸文志」を採らず、「経籍志」と改めたところにも「芸文」の語に対する限定的用語法が窺える。

(15) 高宗の諱「治」を避けて、或いは『群書政要』もしくは『群書理要』に作る。

(16) 貞觀五年九月二十七日、秘書監魏徵撰群書政要上之。太宗欲覽前王得失、爰自六經訖于諸子、上始五帝下盡晉年。

(17) 『宋史』芸文志には「群書治要十卷」の記述に「秘閣所録」と注が付され、存目であることが判る。よって、どれほどの認識を以て類事類と見なしたかは、明らかでない。

(18) 近古皇王時有撰述。並皆包括天地、牢籠群有、競採浮豔之詞、爭馳迂誕之說、騁末學之博聞、飾雕蟲之小伎。流宕忘反、殊塗同致。雖辯周萬物、愈失司契之源、術總百端、彌乖得一之旨。(中略)但皇覽、遍略、隨方類聚、名目互顯、首尾淆亂、文義斷絕、尋究爲難。今之所撰異乎先作。

(19) 例えば、万事、微少なうちにこれを治めよと説く『老子』第六十四章の章句を、類聚体をとる『芸文類聚』は、

老子曰、九層之臺、起於纍土。(卷六二、居處部、臺)

老子曰、合抱之木、生於毫末。(卷八八、木部、木)

と、『臺』、『木』の各部立てごとに裁断、振り分け、それぞれに関する他の多くの引用事項の一部として収録する。

確かに各項目ごとの故事、典故を一覧するには良いが、『老子』第六十四章の趣意を汲み取ることは至難である。

これに対して、『群書治要』は、

爲之於未有、治之於未亂。合抱之木、生於毫末、九層之臺、起於纍土。(卷三四、『老子』)

という具合に、部立てごとの分類に拠らない原書の節録を行い、『老子』が講じた、主張の後の個別具体的事例の列挙という説得的な文脈をそのままに、『老子』が説くところの主旨を明確に掴み得るよつにする。

(20) 『類書の研究序説』(一)『成城大学国文学論集』十号、一九七八年)

(21) 『群書治要』における古典籍の引用傾向、『論語』を中心として、「(『類書』の総合的研究) 前掲注5、( )

(22) 雑者、兼儒、墨之道、通衆家之意、以見王者之化、無所不冠者也。古者、司史歴記前言往行、禍福存亡之道。然則雑者、蓋出史官之職也。放者爲之、不求其本、材少而多學、言非而博、是以雜錯漫羨而無所指歸。

- (23) 興膳宏・川合康三『隋書經籍志詳攷』子部雜家（汲古書院、一九九五年）
- (24) 司契の源：左思「魏都賦」（「文選」卷六）に、「上は垂拱して契を司り、下は緣督して自から勸む（上垂拱而司契、下緣督而自勸）」とあり、李周翰注に「上なれば則ち垂衣拱手し、法契を執りて以て天下を御す（上則垂衣拱手、執法契以御天下）」とある。
- (25) 得一の旨：『老子』第三十九章に、「侯王一を得、以て天下正を爲す（侯王得一以天下爲正）」とある。
- (26) 昔、魏文帝命韋誕諸人撰著皇覽、包括群言、區分義別。陛下聽覽餘日、普言細素、究蘭臺之籍、窮策府之文、以爲觀書貴博、博而貴要、省日兼功、期於易簡。前者、修文殿令臣等討尋舊典撰錄斯書。
- (27) 帝聽朝之暇、屬意斯文、精義窮神、微言探賾、紆樓船於學海、獲十城之珍、駐羽蓋於翰林、攀三珠之寶。以爲、觀書貴要、則十家並馳。觀要貴博、則七略殊致。自非總質文而分其流、混古今而共其轍、則萬物雖衆可以同類、千里雖遙可以同聲。
- (28) 宋本『太平御覽』書前所引『國朝會要』：帝聽政の暇ある毎に、日に御覽三卷を讀む。（帝每聽政之暇日讀御覽三卷）
- (29) 欲使家富隋珠、人懷荆玉。
- (30) 俾夫覽者易爲功、作者資其用。
- (31) 勅撰類書について、『皇覽』以来、皇帝の群書要覽に供するものが主流であったところに、士大夫層にまで開かれた機能的「類書」が編纂された背景と、その文学史的意義とについては、権力と書の観点から考察すべき問題が有ると考える。別稿を以て論じたい。
- (32) 中国における散佚の要因には、『群書治要』が皇王を対象とした少数の書であったこと、唐に於ける帝王学書として、創業と守成との誉れ高い太宗の事跡を編集した『貞觀政要』を始め、同趣旨、同形式の書の陸続たる編纂によつて吸収、或いは淘汰された可能性が考えられる。
- (33) 壬子天皇御清涼殿、令助教正六位上直道宿祢公、讀群書治要第一卷……。〔續日本後紀〕卷七、仁明天皇承和五年「七三三」を始めとして、史書に記録が残る。
- (34) 福井保『江戸幕府刊行物』（雄松堂出版、一九八五年）第一、二章参照。